

《 契約書別紙 》

令和 4 年 11 月 1 日現在

1 介護型ケアハウス弘陽園（特定施設入居者生活介護サービス）利用料金表

要介護認定	介護給付費単位
要介護 1	5 3 8 単位
要介護 2	6 0 4 単位
要介護 3	6 7 4 単位
要介護 4	7 3 8 単位
要介護 5	8 0 7 単位
加算	介護給付費単位
夜間看護体制加算	1 0 単位/日
口腔衛生管理体制加算	3 0 単位/月
医療機関関連加算（訪問診療利用のみ）	8 0 単位/月
介護職員処遇改善加算 I	月間の所定単位数×8.2%
サービス提供体制強化加算 I	2 2 単位/日
特定処遇改善加算 I	総単位数×1000 分の 18
退院退所時連携加算（対象者のみ）	3 0 単位/日（3 0 日を限度）
ベースアップ加算	月間の所定単位数×1.5%
科学的介護推進体制加算	4 0 単位/月
看取り加算 I（医師の判断の下、終末期である利用者の看取り介護を行った場合）	死亡日 4 5 日前～3 1 日前 7 2 単位 死亡以前 3 0～4 日 1 4 4 単位/日 死亡日前日及び前々日 6 8 0 単位/日 死亡日 1, 2 8 0 単位

※ 身体拘束に関して運営基準に違反した場合、利用者全員 1 0 %減算となります。

※ 本施設の所在する三鷹市は、地域区分「3 級地（係数=1.068）」の適用となります。

※ 月間の所定単位数とは、（要介護度による基本単位数+加算）×月間利用日数に口腔衛生管理体制加算・医療連携加算を加えたもの

※ 介護保険負担割合は「介護保険負担割合証」をもって確認いたします。

【介護報酬（1 割・2 割・3 割）の計算式について】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・（介護報酬単価+各種加算）×日数×1 単位の単価 10.68 円=① ・（介護報酬単価+各種加算）×日数×1 単位の単価 10.68×9 割（0.9）あるいは 8 割（0.8） 7 割（0.7）=② ・ ①-②=介護報酬（1 割・2 割・3 割） |
|--|

基本単位に夜間看護体制加算、サービス提供体制加算Ⅰ、口腔衛生管理体制加算、医療機関連携加算、科学的推進体制加算、介護職員処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算を加えた場合

区 分	30日の場合		
	1割	2割	3割
要介護1	20,543	41,086	61,629
要介護2	22,899	45,798	68,697
要介護3	25,401	50,801	76,201
要介護4	27,688	55,376	83,064
要介護5	30,152	60,304	90,456

単位：円（消費税非課税）

- ※ 医療機関関連加算は、対象者のみ別途加算されます。
- ※ 利用者の不在期間（外泊・入院などで、まる1日本施設をご不在にされた日数をいいます。外泊・入院初日と当施設に戻られた日は不在期間に入りません。）については請求いたしません。
- ※ 介護保険給付費は、厚生労働省の定める基準にしたがって、変更される場合があります。
- ※ 端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。
- ※ 要介護認定の有効期限の満了にあたっては、要介護認定の更新の申請を行う必要があります。この手続きを行わないと介護保険の適用が受けられなくなることがありますのでご注意ください。
- ※ 要介護（要支援）度の変更があった場合には、変更された要介護（要支援）度が効力を生じる日より、介護給付費も変更となります。

【上乘せ介護費用】

施設が独自に設定した介護費

（上乘せ介護体制：国の基準の1.5倍の職員配置に必要な費用）

要介護度 共通単位：円（消費税非課税）

1ヶ月当たり 75,000円

※ 手厚い介護職員の配置により算出した金額です

（1）外泊・入院による不在期間も、国の基準の1.5倍の職員配置を維持し、施設に戻られるのをお待ちするため、日割り計算は行いません。

（2）月の途中で入居契約を締結した場合は、契約日からの日割り計算を行います。

（3）月の途中で解約する場合で、15日前の解約は日割り計算をしますが、16日以降の場合は、全額お支払いいただきます。

2. サービスの提供に要する費用・生活費

本施設を管轄する官庁が定めた料金です。

1ヶ月当たり サービス提供に要する費用 10,000円～34,600円
(年間収入による)

生活費 46,090円

※ 本施設を管轄する官庁が定める基準の変更により、遡って料金に変更される場合があります。

※ 月途中にご利用契約が開始もしくは終了した場合、日割り計算を行います。ただし、16日以降に退去する場合は全額いただきます。(1円未満は切捨てとします。)入居後の外泊・入院等による不在期間は日割り計算を行いません。

3. 居住に要する費用 (管理費)

1ヶ月当たり 70,000円

(1) 管理費は毎月分割でお支払いいただきます。

(2) 外泊・入院等による不在期間は日割り計算を行いません。

(3) 月の途中で入居契約を締結した場合は、契約日からの日割り計算を行います。

(4) 月の途中で解約する場合で、15日前の解約は日割り計算をしますが、16日以降の場合は、全額お支払いいただきます。

(5) 建築資金にかかる借入金利等の変動にあわせて改定することがあります。(その場合は事前にご説明のうえご利用者又は保証人の了解を得ることとします)

4. 冬季加算額 11月～3月 2,130円

5. 有料オプションサービス

種類	単位	料金
病院までの付き添い(協力医療機関を除く)	1回(60分以内)	3,000円税別
受診の付き添い(スタッフ付き添い) (協力医療機関を除く)	30分あたり	1,500円税別
外出同行援助(個別の希望)	30分あたり	1,500円税別
入浴(介助浴で週4回目～)	1回	2,000円税別
洗濯機使用料 ご本人が自力で可能な場合	1回	50円
買い物代行(週2回目～)	1回	1,000円税別

① ご希望の場合は事前にお申し込み下さい。

② 施設利用者本人のみのご利用に限ります。

③ 「利用者・ご家族の個別の希望に基づくもの」に限ります。

④ 交通費が発生する場合には、実費にてご負担頂きます。

⑤ イベント・小旅行等を有料で企画する場合があります。

【有料オプションサービスの消費税について】

この契約書の料金は、契約締結時の消費税率（10%）に基づいて記載しています。
消費税率が改定になった場合は、改定の内容に応じて利用料も変更になります。

【費用分担表】

区分基準	利用料金に含まれるもの
	◇日常生活に必要な諸費用のうち、利用者共通で必要とされる諸費用として、本施設から一律に提供されるべきもの。
	利用料金に含まれないもの
	◇日常生活に必要な諸費用のうち、明らかに特定の個人の消費・所有と認められるもの。 ◇個人の嗜好性の強いもの

分類	内容・内訳	利用料に	
		含まれる	含まれない
光熱水費	ユニット内の上下水道／ガス／電気		○
介護／移動補助	紙オムツ等の介護消耗品		○
	個人のニーズに適応した福祉用具		○
	ベッド（介護型のみ）	○	
食事	食器類（共用食堂用）	○	
	食器類（居室用）		○
排泄	トイレットペーパー（共用トイレ用）	○	
	トイレットペーパー（居室トイレ用）		○
	消臭剤（共用トイレ用）	○	
	消臭剤（居室トイレ用）		○
入浴	石鹸・シャンプー・リンス	○	
	タオル ※1		○
洗面／脱衣	ハブラシ・歯磨き		○
	ドライヤー（共用）	○	
	ドライヤー（居室用）		○
	体重計（共用）	○	
	体重計（居室用）		○
衣類			○
洗濯	個人の日常衣類 ※2		○
	シーツ・枕カバー・布団カバー（リース品に限る）	○	

	個人所有でクリーニング業者に委託するもの（毛皮コート・スーツなど）※2		○
	その他本施設の共用所有物（カーテン類など）	○	
身だしなみ	爪切り・耳かき（共用）	○	
	爪切り・耳かき（個人用）		○
	髭剃り		○
	化粧品		○
理容・美容	理髪・散髪		○
	理美容		○
寝具	布団・枕・ベッドパット（リース品に限る）	○	
	シーツ・枕カバー・布団カバー（リース品に限る）	○	
医療	病院等受診に伴う医療費の自己負担		○
健康管理	救急箱（共用）	○	
	血圧計（共用）	○	
	看護職員による健康相談（非医療）	○	
その他の生活一般	ティッシュペーパー		○
	布巾類・ハンドペーパー（共用）	○	
	布巾類・ハンドペーパー（居室用）		
	靴（個人用）		○
	新聞・雑誌・その他書類（個人用）		○
通信費	電報電話費・インターネット料・郵便・宅急便配送料		○
その他	※その他、上記の基準・区分に厳密に当てはまらないもの、性格が曖昧なものについては、個別に本施設とご利用者・ご家族と協議します。 ※緊急性を要するもの、突発的なもの等については、本施設にて預かり金サービス等ご利用者・ご家族とご相談させて頂く場合があります。		

※1 介護サービス提供に必要なものは本施設にてご用意いたします。

※2 当園で契約をしている私物洗濯業者をご紹介します。料金は、業者設定金額です。

介護型ケアハウス弘陽園の利用料及びその他の費用について説明を受け、承諾し同意します。

契約締結日

令和 年 月 日

利 用 者
住 所

保 証 人
住 所
氏 名 印

事 業 者
住 所
事業者名
代表者名
東京三鷹市下連雀5-2-5
社会福祉法人 東京弘済園
理 事 長 羽井佐 利彦